

〔参考〕平成18年度の主要な畜産物価格対策の概要

1. 主要関連対策一覧	1
2. 生乳・乳製品の需給安定対策	2
3. 肉用牛対策	3
4. 自給飼料生産対策	4
5. 環境対策	5
6. 乳用牛対策	5
7. 養豚経営対策	6
8. 食肉流通等対策	7
9. BSE関連対策	8
10. その他	9

平成18年6月

農林水産省 生産局

1. 主要な価格関連対策の一覧

1 生乳・乳製品の需給安定対策（約155億円）

- 生クリーム、チーズ等需要の伸びが見込まれる乳製品の生産拡大の支援
- 不需要期における生乳生産の抑制に対する支援
- 輸出の促進等を含めた消費拡大対策の総合的推進

2 肉用牛対策（約257億円）

- 地域の創意工夫を活かした肉用牛の生産性向上と繁殖基盤の強化のための支援
- 乳用種牛肉の評価向上のための生産・販売対策
- 肉用牛肥育経営安定対策事業、子牛生産拡大奨励事業

3 自給飼料生産対策（約66億円）

- 飼料基盤に立脚した環境調和型酪農経営への支援
- コントラクターへの支援、草地生産性向上対策

4 環境対策（約127億円）

- 1/2補助付きリース事業（17～19年度の3年間で計画的に施設整備を推進）
- たい肥の利活用の推進への支援

5 乳用牛対策（約8億円）

- 乳用牛の遺伝的能力向上の推進と改良集団への支援

6 養豚経営対策（約60億円）

- 地域肉豚生産安定基金造成事業、地域養豚振興特別対策事業

7 食肉流通等対策（約40億円）

- 産地食肉センター等における牛せき柱の適正管理の推進等
- 国産食肉等の需要拡大の推進

8 BSE関連対策（約109億円）

- 肉骨粉の焼却処理、BSE発生農家等の経営再建支援

9 その他（約24億円）

- 負債整理のための畜特資金
- 家畜防疫互助基金

2. 生乳・乳製品の需給安定対策

生乳需要構造改革事業（新規）

1 事業の目的

指定生乳生産者団体が、チーズ液状乳製品及び発酵乳の乳製品に仕向けられる生乳の供給数量を拡大した場合に奨励金を交付すること等により、国産生乳の需要構造の改革を推進し、もって、我が国酪農・乳業の健全な発展に資する。

2 事業の内容

指定生乳生産者団体がチーズ、液状乳製品及び発酵乳向け生乳を基準となる数量を上回って供給した場合に奨励金（増加実績分10円/kg、新規拡大分12円/kg）を交付。

3 事業実施主体

（社）中央酪農会議

4 所要額（補助率）

7, 187百万円
（定額、1／2以内）

需要期対応生乳生産事業（新規）

1 事業の目的

不需要期における出荷を抑制することにより需要期への生産のシフトを推進し、もって生乳需給の安定に資する。

2 事業の内容

- （1）計画生産を遵守する指定生乳生産者団体の生産者を対象に、不需要期における出荷を抑制した場合に奨励金（6円/kg）を交付。
- （2）不需要期から需要期へ生産をシフトするための技術の普及・指導等を行う。

3 事業実施主体

（社）中央酪農会議

4 所要額（補助率）

482百万円
（定額、1／2以内）

国産生乳需要基盤確保対策事業（一部組替）

1 事業の目的

牛乳・乳製品の機能性に関する実証調査をはじめとする牛乳・乳製品の需要拡大対策を総合的に推進することにより、安定的な生乳需要基盤の確保を図る。

2 事業の内容

- （1）牛乳・乳製品の需要動向等に関する調査・分析
- （2）牛乳・乳製品の機能性に関する実証調査・研究・新商品開発の推進、輸出等に向けた体制構築・技術開発の推進
- （3）酪農教育ファーム活動に取り組む酪農家の育成
- （4）牛乳・乳製品の衛生管理技術の高度化

3 事業実施主体

（社）日本酪農乳業協会等

4 所要額（補助率）

699百万円
（定額、1／2以内）

3. 肉用牛対策

地域肉用牛振興対策事業 (拡充)

- 1 事業の目的
肉用牛生産基盤の安定化を図り、もって我が国肉用牛の振興に資する。
- 2 事業の内容
 - (1) 肉用牛生産性向上等対策(拡充)
 - (2) 新規参入円滑化対策(拡充)
 - (3) 肉用牛改良増殖強化対策
 - (4) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策
 - (5) 肉用子牛市場流通促進対策(拡充)
 - (6) 地域肉用牛振興特別対策
 - (7) 肉用牛振興推進指導
- 3 事業実施主体
(社)中央畜産会等
- 4 所要額(補助率)
4,150百万円
(定額、1/2以内等)

国産牛肉市場開拓緊急 対策事業

- 1 事業の目的
飼養管理技術の向上、極的な販売促進活動を進めることによって、国産牛肉の新たな顧客獲得を推進。
- 2 事業の内容
 - (1) 中央段階
全国的販売戦略策定等。
 - (2) 地域段階
以下の取組に対し助成。
 - ①地域の販売戦略策定
 - ②各段階における飼養管理技術の向上
 - ③生産履歴情報提供体制の整備
 - ④販売促進活動の実施
- 3 事業実施主体
(社)全国肉用牛振興基金協会、(財)日本食肉消費総合センター等
- 4 所要額(補助率)
600百万円
(定額、1/2以内)

肉用牛肥育経営安定 対策事業

- 1 事業の目的
生産者の抛出と国の助成により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てん。
- 2 事業の内容
都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が平均家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて四半期ごとに肥育牛生産者に補てん金を交付。
- 3 事業実施主体
(社)中央畜産会、
都道府県団体
- 4 所要額(補助率)
14,409百万円
(定額、3/4以内)

子牛生産拡大奨励事業

- 1 事業の目的
子牛価格低落時に、繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対して奨励金を交付することにより、肉専用種繁殖経営における子牛生産拡大意欲の向上を図り、もって我が国肉用牛資源の拡大に資する。
- 2 事業の内容
子牛価格が下記の発動基準を下回った場合に、肉専用種繁殖雌牛頭数の増頭者及び維持者に対し、販売又は自家保留された子牛1頭当たり下記の奨励金を交付。
- 3 事業実施主体
(社)全国肉用牛振興基金協会
- 4 所要額(補助率)
6,545百万円
(定額)

4. 自給飼料生産対策

酪農飼料基盤拡大推進事業 (新規)

- 1 事業の目的
飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施している生産者を支援。
- 2 事業の内容
経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積以上であり、環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実践している生産者に対し、飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付。
①環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実施する酪農経営への支援
@ 7, 500円/ha
②①の取組に加え、飼養管理の変更による一層の環境負荷軽減、飼料自給率向上に取り組む酪農経営への支援
@ 15, 500円/ha
- 3 事業実施主体
(社)中央酪農会議
- 4 所要額(補助率)
5, 446百万円(定額)

飼料増産受託システム確立 対策事業

- 1 事業の目的
地域の飼料生産の中核を担うコントラクター(飼料生産受託組織)の育成・強化を図るとともに、その自立を促すことにより、畜産経営の一層の労働軽減と飼料自給率の向上に資する。
- 2 事業の内容
一定の要件を満たすコントラクターが委託農家と連携して飼料収穫等の作業を受託した場合に各作業の受託面積に応じて助成。
- 3 事業実施主体
全国連、(社)日本草地畜産種子協会
- 4 所要額(補助率)
558百万円(定額)

草地畜産生産性向上対策事業

- 1 事業の目的
生産性の高い飼料基盤を拡大し、環境に配慮した高位生産草地への転換を推進するとともに、土地条件や自然条件等に適した放牧の促進、環境保全と良質な畜産物生産を目指す草地畜産の普及等を総合的に推進する。
- 2 事業の内容
(1) 草地等生産性向上対策
① 高位生産草地の利用普及推進
② 環境調和型の高位生産草地への転換
ア 基本型 50千円/ha
イ 公社等活用更新型 30千円/ha
(2) 草地畜産拡大対策
① 草地畜産振興推進
② 放牧等振興推進
- 3 事業実施主体
(社)日本草地畜産種子協会
- 4 所要額(補助率)
620百万円
(定額、1/2以内)

5. 環境対策

畜産環境緊急特別対策事業

- 1 事業の目的
環境負荷の低減と資源循環の促進を図り、環境と調和した畜産業の確立を推進する。
- 2 事業の内容
 - (1) 畜産環境保全施設の整備
簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等に対して、家畜排せつ物処理施設を備するため、(財)畜産環境整備機構がたい肥化施設、浄化処理施設等をリースするのに必要な機械施設の購入費の1/2を助成する。
[補助付きリース枠122億円]
 - (2) 資源循環型畜産モデルの確立
農業者団体等が、たい肥の利活用を推進のために行うモデル的な取組みに必要な経費の助成等
 - (3) 畜産環境保全指導事業
普及、指導体制の強化を行う。
- 3 事業実施主体
(財)畜産環境整備機構
- 4 所要額(補助率)
12,689百万円
(定額、1/2以内)

6. 乳用牛対策

酪農生産基盤改善支援対策事業

- 1 事業の目的
優良乳用牛群の整備に資する種雄牛の効率的生産・利用のための検討、生涯生産性の向上、高度な繁殖技術の活用に向けた取組とともに、飼料給与技術、繁殖管理技術等の飼養管理技術の向上に向けた取組を支援することにより、我が国酪農の生産基盤を改善する。
- 2 事業の内容
 - (1) 優良種畜の高度利用による遺伝的能力の向上
 - ア 能力の高い種雄牛を効率的に生産するための地域段階での取組に要する経費の一部助成
 - イ 生涯生産性の向上に不可欠な体型に関する遺伝的改良に必要なデータ収集経費の一部助成
 - ウ 高度な繁殖技術を活用した牛群の遺伝的能力の効率的な向上及び優良な遺伝資源の確保のための取組に対する一部助成
 - (2) 遺伝的能力を発揮するための飼養管理技術の改善
乳用牛の飼養管理技術の改善に取り組む際に必要な情報等の収集・指導に要する経費の一部助成
- 3 事業実施主体
(社)家畜改良事業団
- 4 所要額(補助率)
800百万円 (定額)

7. 主要な養豚経営対策

地域肉豚生産安定基金造成事業

1 事業の目的

都道府県単位で肉豚生産者が自主的に実施している経営安定事業をバックアップするための基金造成に対して助成することにより、豚肉の異常低落に対応した養豚経営に係るセーフティネットとなる仕組みを構築し、もって、豚肉の安定的供給と養豚経営の安定的発展に資する。

2 事業の内容

(1) 地域肉豚生産安定中央推進

中央団体において、全国会議の開催等を行うため、「地域肉豚中央推進基金」を造成する。

(2) 地域肉豚生産安定基金の造成

県団体が生産者積立金等により実施する経営安定事業において、豚価の異常低落により、この生産者積立金等が枯渇した際に、一定の要件の下、補てん金を交付する地域肉豚生産安定基金の造成を支援する。

3 事業実施主体

都道府県畜産物価格安定基金協会等

4 所要額（補助率）

5, 000百万円
（定額）

地域養豚振興特別対策事業（組替）

1 事業の目的

各地域における種豚の改良や肉豚の生産振興等のための多様な活動に対する支援を行い、国産豚肉に対する需要の確保、国際競争力を備えた養豚生産基盤の確立に資する。

2 事業の内容

(1) 地域養豚振興促進

① 豚改良体制再編整備推進

肉質改善の推進、人工授精の普及、適切な飼養衛生管理技術の普及等を行う。

② 地域銘柄化集団再編整備推進

生産方式の統一、地域的な銘柄化等を行う。

③ その他地域養豚の振興に資する対策

地域的な衛生対策や指導者研修等を行う。

(2) 養豚振興推進指導

3 事業実施主体

（社）日本養豚協会、都道府県団体、農業協同組合等

4 所要額（補助率）

1, 008百万円
（定額、1/2以内）

8. 主要な食肉流通等対策

食肉等流通合理化総合対策事業 (新規)

- 1 事業の目的
産地食肉センター等における施設整備、牛せき柱の適正管理の推進等を総合的に実施し、流通コストの低減を図るとともに、安全・安心な食肉等の流通体制を確立する。
- 2 事業の内容
 - (1) 食肉等の流通施設整備等
 - ① 食肉流通施設整備等
 - ② 鶏肉流通施設整備等
 - ③ 家畜流通施設整備等
 - (2) BSE対応新食肉流通体制整備
 - (3) 牛せき柱適正管理推進
 - (4) 食肉処理効率化技術開発推進
 - (5) 生産情報管理体制整備
 - (6) 食肉規格取引円滑化推進
- 3 事業実施主体
農協、農協連、中央団体、中小企業等協同組合等
- 4 所要額（補助率）
2,546百万円
（定額、1/2以内、1/3以内）

畜産副産物需給安定体制整備事業 (拡充)

- 1 事業の目的
畜産副産物及び製品の需給・価格動向等の調査・分析や豚肉骨粉の安全性確保に向けた取組等を推進し、もって、畜産副産物の需給安定化に資する。
- 2 事業の内容
 - (1) 畜産副産物需給安定推進
 - ① 経営安定化推進
 - ② 需給安定化推進
 - ③ 新製品開発普及推進
 - ④ 原皮品質保持推進
 - (2) 豚肉骨粉等利用拡大推進
 - ① 利用活性化推進
 - ② 供給円滑化推進
 - ③ 豚原料供給拡大推進
- 3 事業実施主体
(社)日本畜産副産物協会
- 4 所要額（補助率）
195百万円
（定額、1/2以内）

国産食肉等消費拡大総合対策事業 (組替)

- 1 事業の目的
食肉の知識の普及に加え、消費者との交流活動や地産地消の取組食肉の輸出に向けた検討等を通じ、食肉の持続的な需要の維持・拡大を図る。
- 2 事業の内容
 - (1) 正しい知識の普及推進
 - (2) 地域食材と国産食肉の利用開発、衛生研修等の開催
 - (3) 国産食肉の需要拡大
- 3 事業実施主体
(財)日本食肉消費総合センター、
(社)全国食肉学校、食肉事業協同組合等
- 4 所要額（補助率）
801百万円
（定額、1/2以内）

9. BSE関連対策

肉骨粉適正処分緊急対策事業

- 1 事業の目的
円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、もって、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図る。
- 2 事業の内容
畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。
- 3 事業実施主体
(社) 日本畜産副産物協会
- 4 所要額 (補助率)
10,857百万円
(定額、10/10以内)

BSE発生農家経営再建支援等事業

- 1 事業の目的
BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和し、もって我が国畜産の安定に資する。
- 2 事業の内容
 - (1) BSE患畜等を飼養していた農家への支援
 - (2) BSE患畜等が飼養されていた地域における地域的な影響を緩和するための取組に対する支援
 - (3) BSE患畜等を確認した食肉センター等への支援
- 3 事業実施主体
(社) 中央酪農会議等
- 4 所要額 (補助率)
92百万円
(定額、3/4以内、1/2以内)

10. その他

大家畜経営改善支援資金特別融通 補助事業

- 1 事業の目的
負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。
- 2 事業の内容
酪農及び肉用牛経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。
- 3 事業実施主体
社団法人中央畜産会
- 4 融資枠
700億円

養豚経営改善支援資金特別融通 補助事業

- 1 事業の目的
負債の償還が困難な養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。
- 2 事業の内容
養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、保証基盤の拡充を行う。
- 3 事業実施主体
社団法人中央畜産会
- 4 融資枠
100億円

家畜防疫互助基金造成等支援事業 (組替新規)

- 1 事業の目的
口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラの4疾病、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として、万一これらの伝染病が発生した場合、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成の支援を行い、異常発見時の早期の届出を促す。
- 2 事業の内容
牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、生産者自らが行う互助基金の造成及び発生時の互助基金の交付等に対する支援を行う。
- 3 事業実施主体
(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会
- 4 所要額(補助率)
1,915百万円
(定額、1/2以内)